

墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例（案）概要

1 制定理由

墨田区個人情報保護条例を廃止することに伴い、同条例の規定に基づき墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の承認を得て行っていた避難行動要支援者名簿の提供を引き続き行うため、新たに条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 趣旨

この条例は、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者等避難行動要支援者の名簿情報（以下「名簿情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定める。

(2) 名簿情報の提供

区長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員、消防団、社会福祉協議会その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。以下同じ。）に対し、名簿情報を提供するものとする。

(3) 名簿情報の活用

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、災害の発生に備え、避難行動要支援者との信頼関係を構築するよう努めるとともに、名簿情報を活用し、避難支援等を実施するよう努めるものとする。

(4) 協定の締結

区長は、名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者と名簿情報の取扱いに関する協定を締結する。

(5) 名簿情報の保護

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報の保護のため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

ア 名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

イ 名簿情報の目的外の利用又は提供を行わないこと。

ウ 避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(6) 報告及び検査

区長は、必要があると認めるときは、名簿情報の管理に関し、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

本年4月1日

(2) 経過措置

現に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項の規定により提供されている名簿情報は、この条例の第4条第1項の規定により提供された名簿とみなす。